埼玉県立循環器・呼吸器病センター患者用Ｗｉ－Ｆｉ利用規定

（目的）
第１条　この規定は、埼玉県立循環器・呼吸器病センター（以下「当センター」という。）の設置する患者がインターネットの閲覧に供するための無線ＬＡＮネットワーク（以下「患者用Ｗｉ－Ｆｉ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものです。

（規定の適用）
第２条　患者用Ｗｉ－Ｆｉを利用するためには、本利用規定に同意する必要があります。なお、患者用Ｗｉ－Ｆｉを利用した場合は、本利用規定に同意したものとみなします。

（利用者の範囲）
第３条　本規定の利用者とは患者用Ｗｉ－Ｆｉを利用する患者、来院者、及び職員とします。

（利用場所）
第４条　患者用Ｗｉ－Ｆｉは本館棟１階、２階、３階、４階、新館棟１階、２階、３階、４階、治療棟１階及びＡ病棟４階で利用できます。

（利用時間）
第５条　患者用Ｗｉ－Ｆｉの利用時間は２４時間とします。

（提供内容）
第６条　患者用Ｗｉ－Ｆｉはインターネットを利用する機能を提供します。
２　患者用Ｗｉ－Ｆｉの利用料は無料です。尚、インターネット上の有料サービスについては、利用者負担となります。

（患者用Ｗｉ－Ｆｉの利用）
第７条　患者用Ｗｉ－Ｆｉの利用にあたり、接続機器（スマートホン、タブレット、ＰＣ等）及び閲覧ソフトは利用者が準備してください。当センターでは機器等の貸出はありません。
２　接続機器等の設定は、利用者自身が行ってください。当センターでは、機器の設定、操作等の問合せへの対応はできません。
３　接続機器のセキュリティ対策は利用者自身が行ってください。ウイルスや不正アクセス等による被害について、当センターは責任を負いません。
４　患者用Ｗｉ－Ｆｉの利用にあたり、１か月に１度、認証ソフトによる認証があります。

（禁止事項）
第８条　患者用Ｗｉ－Ｆｉの利用にあたり、次の各号の事項について禁止します。
（１）　著作権、その他権利の侵害。
（２）　財産又はプライバシーの侵害。
（３）　当センターへ不利益を及ぼすこと、又は損害を与えること。

（４）　性風俗、宗教、政治に関する活動。
（５）　他のプログラムやデータ等の改変又は破壊。
（６）　法令に違反する、若しくは当センターが不適切と判断すること。
（７）　法人ＬＡＮ及び院内独自ネットワーク等で利用している端末による接続。

（運用の変更・中止）

第９条　当センターは、必要がある場合は、予告なく患者用Ｗｉ－Ｆｉの提供内容を変更できるものとします。

２　当センターは、次の各号に該当する場合、患者用Ｗｉ－Ｆｉの運用を中止することがあります。

（１）　患者用Ｗｉ－Ｆｉの保守作業及び工事。
（２）　患者用Ｗｉ－Ｆｉの回線障害及び機器故障。
（３）　停電、災害等。
（４）　ウイルスや不正アクセス等による危害があった場合。
（５）　その他、必要がある場合。

（免責）

第１０条　患者用Ｗｉ－Ｆｉの利用により生じた全ての損害について、当センターは責任を負いません。

２　接続機器やそのソフトウェア等により患者用Ｗｉ－Ｆｉが利用できない場合について、当センターは責任を負いません。

３　患者用Ｗｉ－Ｆｉは安定した接続を保証するものではありません。

４　警察や検察等から、捜査関係事項照会があった場合、利用者の接続ログ等の情報を、利用者の同意なく提供できるものとします。

（利用の制限）

第１１条　利用者が本利用規定を守らない場合、必要に応じて患者用Ｗｉ－Ｆｉへの接続禁止の措置を執ります。

（利用規定の変更）

第１２条　当センターは、必要がある場合は、予告なくこの規定を変更できるものとします。この規定の変更後に患者用Ｗｉ－Ｆｉを利用した場合は、変更後の利用規定に同意したものとみなします。

附則　この規定は令和６年３月１８日から施行する。

附則　この規定は令和４年１月１４日から施行する。